

# 変更届について

## 1. 変更届について

指定申請時に提出した申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容等に変更が生じた場合には、遅延なく、いわき市へ届け出てください。

ただし、「軽微な変更」である場合には、届け出は必要ありませんので、その内容で、実施状況報告書を作成し、提出してください。

次に、軽微な変更か否かの考え方を掲載いたしますが、判断が難しい場合は、いわき市にお問い合わせください。

### 【軽微な変更の考え方】

法第 37 条の設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違である場合は、軽微な変更該当します。

※ 法人名称の変更、代表者の変更、本店所在地の変更、復興推進事業の内容の変更、指定の有効期間の延長・短縮、決算月の変更、事業実施計画の変更（法第 37 条：取得設備の増減）等は、「軽微な変更」にあたりません。⇒ 変更届が必要です。

## 2. 変更届の提出書類について

(1) 「事業実施計画書」に記載のある事項について変更が生じた場合

- ① 変更届（別紙 1）
- ② 変更点を記載した変更事項報告書（別紙 2）
- ③ 変更後の指定事業者事業実施計画書

(2) 「事業実施計画書」に記載のある事項以外の事項について変更が生じた場合

- ① 変更届（別紙 1）
- ② 変更点を記載した変更事項報告書（別紙 2）
- ③ 定款及び登記事項等の変更を伴う場合には、変更後の定款及び登記事項証明書（写し可）等を併せて提出してください。

### 3. 指定書の交付について

変更届の提出を受けた市は、変更内容について法令等との適合性を確認したうえで、次の事項にあたる場合には、既に交付している指定書をご返還いただき、変更後の事項が記載された指定書を交付いたします。

#### 【指定書を交付する事項】

- ① 法人名称の変更
- ② 指定の有効期間の延長・短縮
- ③ 復興推進事業の内容の変更

上記以外の変更については、当該変更届の受理をもって承認することといたします。

また、公表されている事項の変更の場合は、変更後の事項内容を公表（市HP）いたしますので、ご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

いわき市役所 観光振興課 観光企画係  
電話：0246-22-1292